

西予市公立保育所（園）のあり方に関する方針

令和2年2月

西 予 市

目次

1. 改定の趣旨	1
2. 本市における保育の現状と課題	2
(1) 保育所の設置状況	2
(2) 保育の状況	3
(3) 子ども・子育て支援事業	5
(4) 保育士の状況	5
3. 公立保育所の今後のあり方	5
(1) 新たな保育ニーズへの対応	6
(2) 施設形態の柔軟な見直し	7
(3) 民営化による運営の効率化	8
(4) 配慮を要する子どもと保護者への支援強化	9
(5) 保育の資質向上のための研修	9
(6) 地域の子育て支援施設としてのさらなる機能強化	9
(7) 保育所施設等の環境整備	10

1. 改定の趣旨

西予市では、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という課題に対応するため、平成 25 年に西予市公立保育所(園)のあり方に関する方針（以下「旧方針」という。）を策定しました。この旧方針では、「多様な保育ニーズへの対応」・「安全安心な保育環境整備」・「効率的運営ができる保育所（園）の適正配置」等の視点から、公と民の適切な役割分担が図られる保育サービスの向上を基本としており、各旧町地区における保育環境の変化等に応じた統廃合及び民営化を進めて参りました。一方、保育環境を取り巻く状況は刻一刻と変化しており、量的ニーズの長期的な見通しや質的ニーズの変化、加えて国の子育て支援制度の動向を踏まえた長期的な視点で将来ビジョンを検討していく必要があります。

平成 30 年 4 月には、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項等について定めた保育所保育指針が約 10 年ぶりに改訂されました。新たな保育所保育指針では、乳児・3 歳未満児の保育に関する記載が充実したほか、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけや安全な保育環境の確保など「健康及び安全」の記載の見直し、さらに「子育て支援」の章を新設、職員の資質向上に関する記載が充実されています。

また、西日本各地に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨では、公立保育所である野村保育所が被災し、子どもの安全性を確保するための方策、保護者と職員間の連絡調整、保育所業務を継続して行うための事前の計画など、多くの課題が顕在化しました。

この度の改定は、このような保育環境を取り巻く状況の変化、復興・復旧の状況を踏まえ、本市における極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用するため、前例にとらわれない見直しや改革を進めるとともに、旧方針に引き続き「公と民の適切な役割分担が図られる保育サービスの向上」を基本とし、そのさらなる充実と多様化する保育ニーズに対応していくことができるよう、新たに公立保育所の保育のあり方に関する方針を定めるものです。

2. 本市における保育の現状と課題

(1) 保育所の設置状況

旧方針時には、公立保育所は10箇所（うち休園1園）でしたが、その後、旧方針に則った統廃合及び民営化を進め、城川地域の公立保育所2施設を統廃合し、認定こども園しろかわ保育所として再編、宇和地域の多田保育園と石城保育園2施設を民間へ移管しました。また、民間保育所においても統廃合が進み、宇和地域の2施設が統廃合され、認定こども園うわまち未来こども園として再編されています。

また、公立保育所として、主として従業員の子どもで0～2歳児を受入れることが可能な事業所内保育施設スマイル保育園を西予市民病院横に開所しました。

その結果、市内の認可保育所は、平成31年4月1日時点で、公立保育所（園）7箇所（うち休園1園、認定こども園1園、事業者内保育施設1園）、民間保育所10箇所（うち休園1園、認定こども園2園）の17箇所が設置されており、民間保育所の設置者の9割は社会福祉法人です。公民併せた認可定員は、計988人（H31.4.1現在）で運営されています。

公立・民間保育所ともに、出生数が急激に増加した第二次ベビーブーム以降の昭和53年から平成2年にかけて、新築・改築した施設が多く、老朽化が進んでいます。公立保育所においては、施設の整備や大規模改修等が集中すると財政状況が圧迫される懸念があることから、計画的に安心・安全な保育施設環境について検討し、適切な施設の維持管理に努めていく必要があります。

■西予市保育施設一覧

番号	設置主体	施設名	所在地	認可定員	建築年
1	西予市	高山保育所	西予市明浜町宮野浦甲306	30	昭和53年
2	西予市	俵津保育所	西予市明浜町俵津3-274	60	昭和56年
3	西予市	スマイル保育園	西予市宇和町清沢2009番地2	15	平成30年
4	西予市	野村保育所	西予市野村町野村13号366番地	125	平成30年 仮設施設
5	西予市	認定こども園 しろかわ保育所	西予市城川町下相938番地	65	平成30年
6	西予市	三瓶保育園	西予市三瓶町朝立1番耕地337-1	90	平成2年

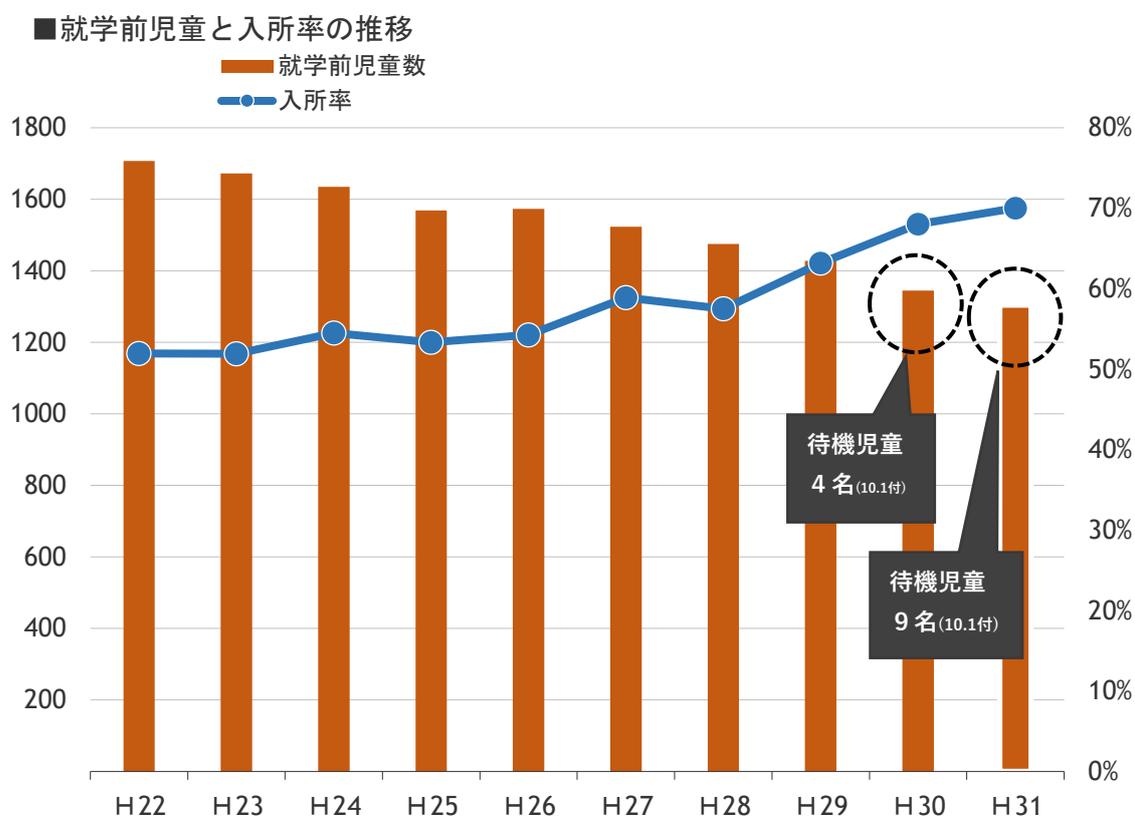
7	(福)西予総合福祉会	石城保育園	西予市宇和町西山田 164-1	50	昭和60年
8	(福)西予総合福祉会	多田保育園	西予市宇和町河内 168	30	平成2年
9	(福)西予総合福祉会	中川保育園	西予市宇和町田苗真土 1617	50	昭和54年
10	(福)西予総合福祉会	田之筋保育園	西予市宇和町新城 983	40	昭和58年
11	(福)西予総合福祉会	下宇和保育園	西予市宇和町皆田 1105	40	昭和56年
12	(福)西予総合福祉会	明間保育園	西予市宇和町明間 1068	20	昭和53年
13	(福)西予総合福祉会	宇和保育園	西予市宇和町下松葉 177-1	120	昭和63年
14	(福)西予総合福祉会	認定こども園 うわまち未来こども園	西予市宇和町卯之町一丁目 238-1	190	平成30年
15	(福)三瓶福祉会	ひまわり保育園	西予市三瓶町朝立2番耕地 55-3	60	昭和53年
16	(有)コナント英語学院	認定こども園 コナント・インターナショナル プリスクール	西予市宇和町坂戸 660-9	33	平成23年

(2) 保育の状況

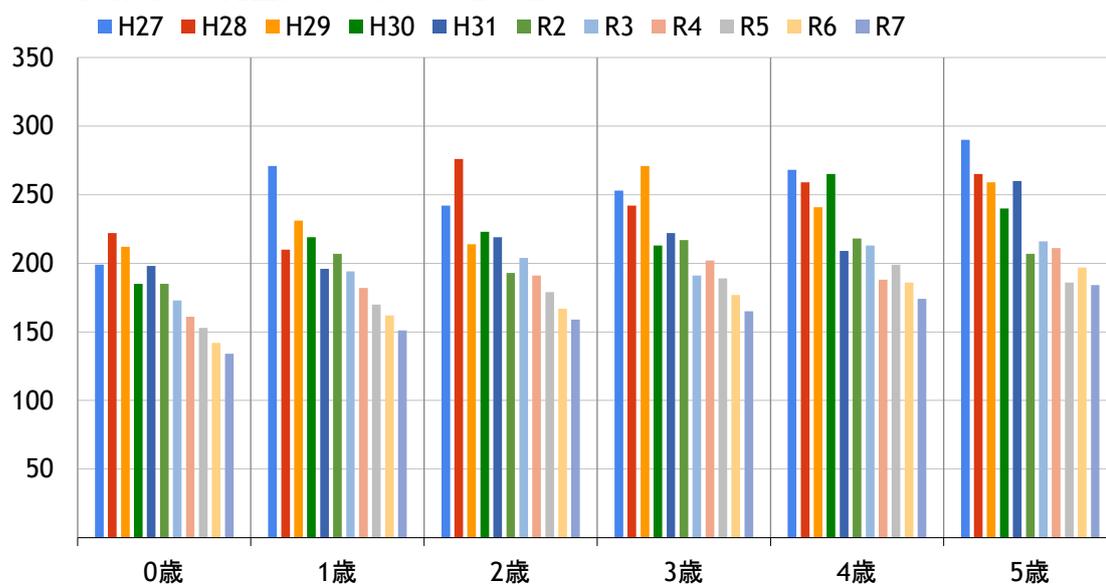
全国的な人口動態と同様に、本市でも平成16年4月の合併時をピークに人口減少傾向にあります。特に就学前児童数は、平成16年4月に1,910人であったのが、平成31年4月には1,304人と15年間で3割減少しています。平成31年4月における入所児童数は、公立保育所(園)321人、民間保育所593人の計914人で、出生数は減少傾向にあるものの、入所数は増加しています。

また、育児休業後の職場復帰等による保育ニーズの増加によって乳児期の早い段階での入所希望と保育士の配置比率が高い乳児を保育するための保育士不足が重なることで、0歳～2歳児については、年度途中で待機児童が発生している状況が続いています。このため、公民問わず緊急的な保育士の雇上げや受入が可能となるまでの一時的待機等の対処療法的対応を行っていますが、今後の保育の量的ニーズを見通し、長期的な視点で根本的かつ効果的な対策を検討する

必要があります。



■ 年齢別就学前児童数 (R2以降は推計値)



市では、民間、公立保育所のいずれにおいても、保育所保育指針に則した保育を実践するとともに、保育の質の向上に向けた取組や地域の子育て支援を推進

しています。

民間保育所では、各施設における保育の理念や目標に基づき、保護者の意見も取り入れながら、独自性や創意工夫を活かした保育を実践されています。

一方、公立保育所においては、第三者評価が実施されておらず、客観的にも保育の質を担保する仕組みを構築する必要があります。

(3) 子ども・子育て支援事業

保護者のニーズに対応するため、民間保育所では、延長保育を実施しているほか病後児保育事業・一時保育事業・子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施しています。公立保育所では、平成30年4月に事業所内保育施設の新設と併せて病児保育室を設置し、0歳から小学校6年生までの児童を対象とした、病児保育事業を開始しています。今後も多様化する保育需要に対応するために、これらの事業の拡充や新たなサービスの展開についても検討する必要があると考えられます。

(4) 保育士の状況

保育所で働く保育士の配置については、国基準を上回る職員を配置しています。一方で、公立・民間問わず深刻な保育士不足が続いています。

また、労働環境を取り巻く事情や環境が大きく変化してきている中、保育現場においても働き方改革の必要性が高まっています。保育の質をより一層向上させるためにも働きやすい労働環境の構築が重要です。

保育士が行う業務の中では書類を作成する事務作業の負担が大きいとされており、これまでの働き方を変えて、事務作業の見直しや効率化を進めていくことが必要となっています。

3. 公立保育所の今後のあり方

公立保育所はこれまで、特別な配慮を必要とする子どもの受入れ、地域のニーズを踏まえた認定こども園への移行、地域の子育て支援などに取り組み、本市の保育水準の向上に寄与してきました。また、市の直営施設として、保護者や地域における子育て支援の課題を把握し、市独自の施策に反映させるなど、地域の保育サービスを担ってきました。一方、公立保育所は職員の勤務体制の問題、行財政的な制約から延長保育や一時保育等多様な保育サービスへの対応が遅れています。

こうした公立保育園の特性やこれまで果たしてきた役割を踏まえ、次のとおり公立保育所の今後のあり方を定めます。

(1) 新たな保育ニーズへの対応

公立保育所は、市の公設公営施設として、児童福祉法、保育所保育指針等に基づき基準以上で均一な保育サービスを提供している一方で、個別ニーズへの柔軟な対応が困難という側面があります。

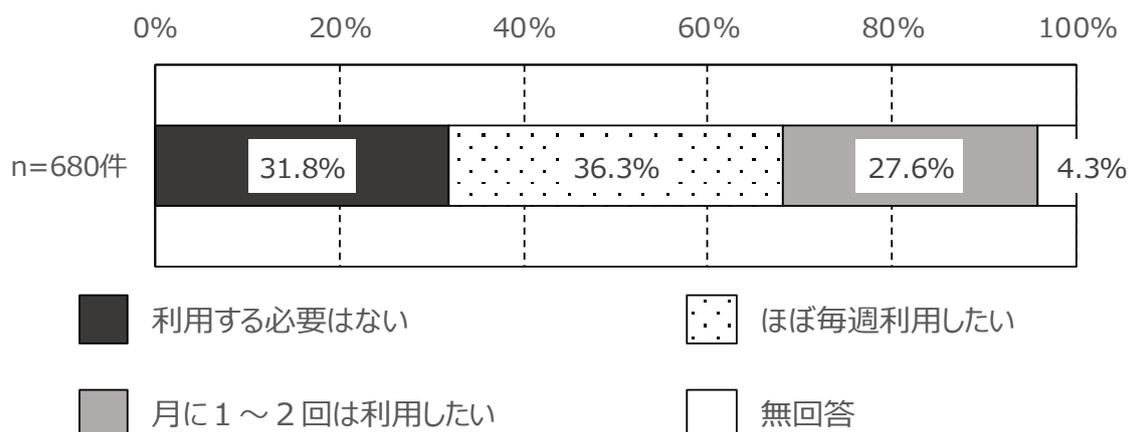
地域子育て支援事業を行う認定こども園を除く公立保育所では、短時間認定を受けた子どもに対して標準時間内の延長保育しか行えていないのが現状ですが、保護者は休日等の定期的な保育事業等を望む声が多くあり、今後は子どもの健やかな育ちを優先・考慮し、保護者ニーズや地域バランスを踏まえ、延長保育や休日保育等のより一層の充実を図っていく必要があります。しかしながら、公立保育所が多様化する保育ニーズの提供体制を確保するためには、施設・設備の充実及び人員確保、財源確保など数多くの課題があります。

このため、保育サービスの拡充に当たっては、本市の厳しい財政状況の中、最小限の経費で最大の効果をあげるという観点に加え、柔軟な職員体制及び施設運営が可能な民間の特性を最大限に活用するため、民間保育所での展開を基本とした推進を図り、必要に応じて民営化への移行を検討し、地域の多様な保育ニーズに応えられるように取り組んでいきます。

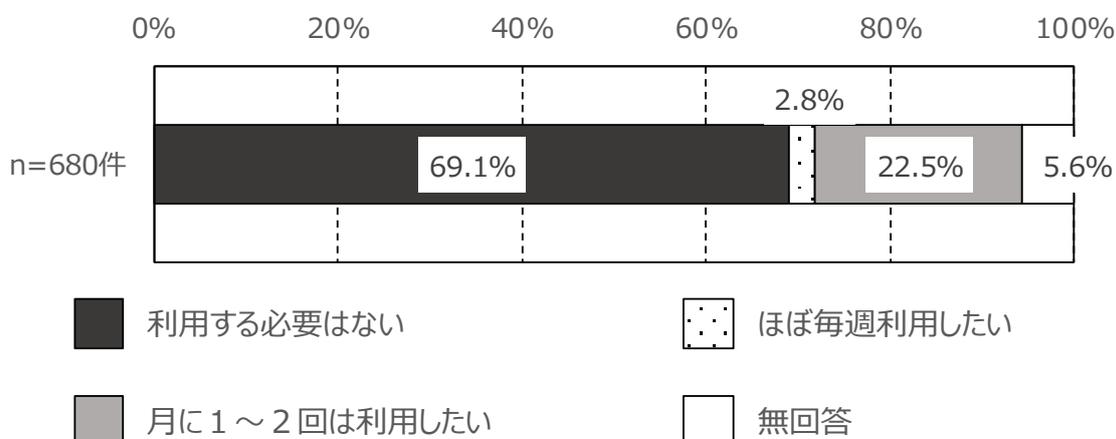
なお、地域の多様な保育ニーズを正確に把握していくため、定期的に子育て世帯を対象としたニーズ調査を行い、その結果を踏まえた保育サービスの拡充を検討していきます。

■ 休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望 (西予市子育て支援に関する調査より_H31)

① 土曜の定期的な教育・保育事業の利用意向



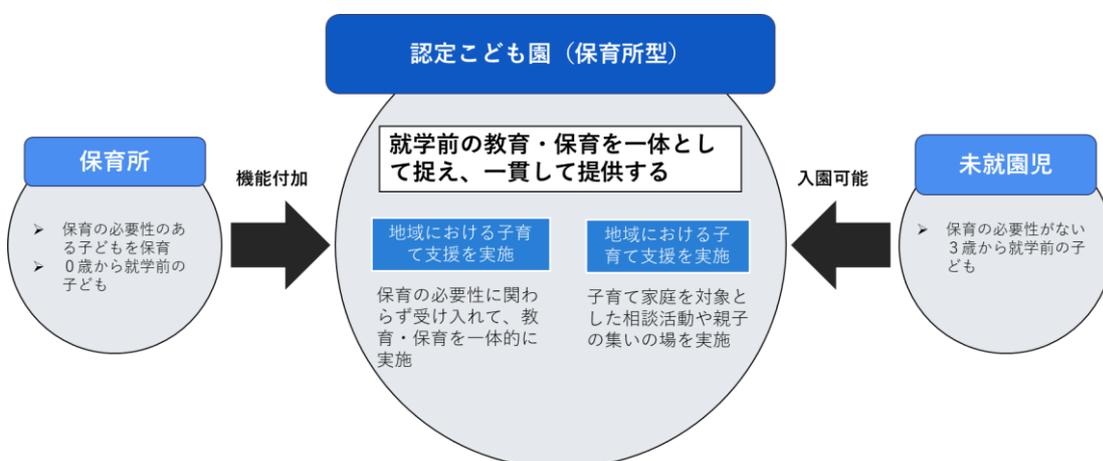
② 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向



(2) 施設形態の柔軟な見直し

本市では、平成29年度に城川地域で公立保育所の統廃合を行った際、保育所型認定こども園へと移行しました。保育所は、児童福祉法に基づいた児童福祉施設で、0歳児～就学前の乳幼児を、保育を必要とする基準を満たす場合に保護者に代わって保育を実施します。認定こども園は、保育所が行う保育と幼稚園が行う教育を一体的に行う施設で、幼児教育・保育を提供する機能に加え、地域における子育て支援事業を行います。保育所から認定こども園に移行することで、退職等によって保育を必要とする基準を満たさなくとも3歳以上児であれば認定こども園に在園することが可能となるなど、保護者の働き方に合わせた保育を実施できることから、本市では、平成29年度に城川地域で公立保育所の統廃合を行った際、保育所型認定こども園へと移行しました。今後も、就学前保育・教育のニーズや地域の実情等を勘案しながら、求められる保育を実現するうえで地域に最適な施設形態について随時検討していきます。

■ 保育所型認定こども園の概念図

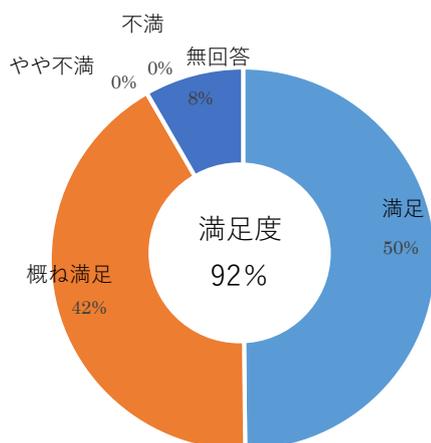


(3) 民営化による運営の効率化

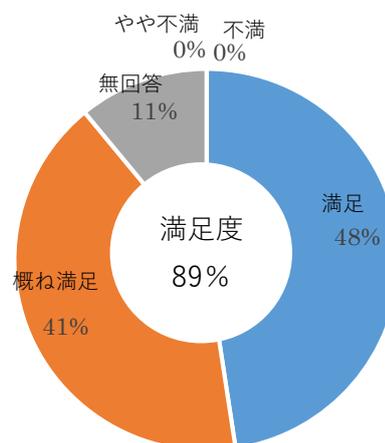
旧方針では、民営化の目的は、保育主体の公民を問わず、次世代を支える子ども達の健やかな育成の重要性と保育の公平性に鑑み、その果たすべき責務と保育サービスの質の維持向上に努めること及び民営化することにより市財政の長期的な健全化を図るとともに、総合的な子育て支援を推進することと定めています。市ではこの旧方針に則り、保護者や地域住民の理解を得ながら2施設の民営化を進めてきました。民営化後、保護者に対して、日常保育の内容や保育環境等に関するアンケートを実施し、全ての項目で7～9割の保護者が満足という結果が得られており、円滑な民営化が図られていると考えられます。

■ 民間移管後の保護者アンケート

① 日常保育について



② 児童への接し方について



行財政の観点では、民間保育所は、国の制度によるきめ細かな補助制度が充実している一方で公立保育所はその大部分を一般財源で賄う必要があり、民営化の効果として公費負担の削減による行財政の長期的な健全化を図ることができ、新たな財源の確保とこれによって生じた財源を活用して市独自の子育て支援施策を展開していくことが可能です。

また、保育所の果たすべき目的や役割は、公立である場合と民間である場合とで違いはなく、子ども・子育て新制度の導入後、技能や経験に応じて民間保育所に努める保育士等の処遇改善が図れていることから、きめ細かな補助制度と合わせて民間保育所においても公立保育所と同様に安定的な運営が行われています。

このため、民間事業者の持つ柔軟性及び効率性を活かして、保育の質のさらなる向上と、より効率的な保育所運営を行うため、引き続き保育所の民間移管を進

めていきます。また、民間への移管を検討するに当たっては、旧町単位ごとに公立施設を一つ設置するという従来の前提は踏まえず、各地域の保育状況や保護者、地域の要望を尊重した上で、公民で協働し進めていきます。

民営化に当たっては、保育士等職員が入れ替わることによる子どもへの影響に配慮し、共同引き継ぎ保育の実施や職員の出向を行うなど保育環境の変化を最小限に留めます。また、民営化後、一定期間はその成果を検証するため、第三者による評価期間を設け、経過観察を行います。

なお、民営化の基本的な進め方及び条件整備等については、別に定める「公立保育所における民営化ガイドライン」に則り、円滑な民営化を進めます。

(4) 配慮を要する子どもと保護者への支援強化

保育所における配慮を要する子どもの受入れは全国的に年々増加しており、保育所における支援の一層の充実が求められています。市においても、増加傾向にあり、その中でも発達障害を有する子どもの割合が多くを占めている現状です。市独自の施策として民間保育施設への補助制度を設けており、配慮を要する子どもの入園や園生活が円滑に行われる環境づくりが整っています。

配慮を要する子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。このため、公立保育所では、市内のセーフティ・ネットとしての機能・役割を果たす観点からも、公立保育所がその役目を積極的に担うため、関係機関との連携や保育士の専門性を高めるとともに、配慮を要する子どもが利用しやすい設備整備等の体制づくりの強化に努めます。

(5) 保育の資質向上のための研修

保育士は、専門的知識及び技術をもって、子どもを保育し、保護者に対する保育に関する指導・助言を行う専門職であり、専門性を活かした保育課題への的確な対応を行うためには、職場内での研修に加え、外部研修へも積極的に参加していく必要があります。近年、保護者や地域から保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、高度な専門性が求められるようになっており、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことは重要です。

このため、公立保育所では、職務内容に応じた体系的かつ計画的な研修を実施していくことで保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。

(6) 地域の子育て支援施設としてのさらなる機能強化

保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に

対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることと規定されています。公立保育所では、保育所を利用している保護者だけでなく、地域の子育て支援に保育の専門的機能を地域の実情や保育所の特徴を踏まえて展開していきます。

(7) 保育所施設等の環境整備

市内の民間保育所では先行して登園管理システム等を導入し、保育現場の負担軽減が図られている一方で、公立保育所では事務作業を行うためのPCは主に所長や主任向けであり、保育士は手書きによる書類作成が多くなっています。公立保育所では、このような従来型の働き方を見直し、事務効率化に貢献するICT化を図ることで、保育士の労働環境の改善を図っていきます。

また、既存の想定を超えた災害から子どもの生命を守るために、平成30年豪雨時の教訓を生かし、災害発生時の対応を職員、保護者と共有するとともに、地域の関係機関と連携した危機管理体制の強化に努めます。また、緊急時の対応の具体的内容、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを整備し、地域や保護者と連携した避難訓練を実践していきます。

保育施設の整備に関しては、西予市子ども子育て支援事業計画と本計画を踏まえ、令和2年度に策定する「西予市立保育所等長寿命化計画」（仮称）にて、具体的な方針を示して参ります。